

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長

秋田市規則第24号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「企画財政部」を「企画政策部」に、「第1節の3 観光文化スポーツ部の所属機関（第24条の5～第24条の12）」を「第1節の3 財政部」に、「第1節の4 観光部の所属機関（第24条の5）」を「第1節の4 観光文化スポーツ部の所属機関（第24条の6～第24条の13）」に改める。

第6条第1項の表総務部の項中「財産管理活用課」を「財産管理課」に改め、同表企画財政部の項を次のように改める。

企画政策部	企画政策課
	選ばれるまち戦略課
	デジタル推進課
	情報統計課
	広報広聴課

第6条第1項の表企画政策部の項の次に次のように加える。

財政部	財政課
	市民税課
	資産税課
	納税課
	特別滞納整理課

	地籍調査室
--	-------

第6条第1項の表建設部の項中 「

道路維持課

」

「

--

」を「

道路維持課
河川課

」に改

め、同条第2項の表総務部財産管理活用課の項を削る。

第9条第1項総務課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「（工事検査室を含む。）」を削り、同号を同項第17号とし、同条第1項文書法制課の項第2号中「浄書、」を削り、同条第1項契約課の項第6号中「契約」を「業務委託契約の総括ならびに契約」に改め、同条第1項財産管理活用課の項中「財産管理活用課」を「財産管理課」に改め、同項第1号中「（公共施設等を除く。）」を削り、「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第3項を削る。

第10条中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同条企画調整課の項中「企画調整課」を「企画政策課」に改め、同項中第16号を第18号とし、第3号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 人口減少対策の推進に係る総合調整に関すること。

(4) 若者応援施策の推進（他の所管に属するものを除く。）および総合調整に関すること。

第10条財政課の項を削り、同条人口減少・移住定住対策課の項中「人口減少・移住定住対策課」を「選ばれるまち戦略課」に改め、同項第1号中「人口減少対策の推進に係る」を「シティプロモーションの推進および」に改め、同項第3号中「こと」の次に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第

5号とし、同項の次に次のように加える。

デジタル推進課

- (1) 行政情報化および地域情報化の推進に関すること。
- (2) デジタル化関連施策の総合調整に関すること。
- (3) デジタル技術の活用に係る関係部局の技術的支援に関すること。
- (4) デジタル化に係る人材の育成に関すること。
- (5) 課の予算経理に関すること。

第10条広報広聴課の項第1号中「文書および視聴覚」を「文書等」に改め、同条市民税課の項から地籍調査室の項までを削る。

第10条の次に次の1条を加える。

第10条の2 財政部の課等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

財政課

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算編成、予算執行計画および配当に関すること。
- (3) 秋田市財政調整基金、秋田市減債基金、秋田市地域振興基金および秋田市公共施設等整備基金の管理に関すること。
- (4) 市債に関すること。
- (5) 地方交付税に関すること。
- (6) 財政事情を説明する文書の作成および公表その他財政運営に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 課の予算経理に関すること。

市民税課

- (1) 市税（固定資産税、特別土地保有税および国民健康保険税を除く。）の賦課および調定に関すること。
- (2) 地方譲与税に関すること。
- (3) 利子割交付金に関すること。
- (4) 配当割交付金に関すること。
- (5) 株式等譲渡所得割交付金に関すること。
- (6) 法人事業税交付金に関すること。

- (7) 地方消費税交付金に関する事。
- (8) ゴルフ場利用税交付金に関する事。
- (9) 環境性能割交付金に関する事。
- (10) 税制の総合企画に関する事。
- (11) 所得等の証明に関する事。
- (12) 所得等の証明手数料等の調定および徴収に関する事。
- (13) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (14) 税に係る事務の連絡調整に関する事。
- (15) 課（資産税課、納税課および特別滞納整理課を含む。）の予算経理に関する事。

資産税課

- (1) 固定資産の評価に関する事。
- (2) 固定資産税の賦課および調定に関する事。
- (3) 特別土地保有税の賦課および調定に関する事。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (5) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (6) 固定資産等の証明に関する事。
- (7) 固定資産等の証明手数料の徴収に関する事。

納税課

- (1) 市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）およびこれに伴う収入金の徴収ならびに収入整理等に関する事。
- (2) 市税およびこれに伴う収入金の嘱託および受託に関する事。
- (3) 市税の督促および滞納処分に関する事。
- (4) 国民健康保険税およびこれに伴う収入金の収納に関する事。
- (5) 納税思想の高揚および納税貯蓄組合に関する事。

特別滞納整理課

- (1) 市税および公課の滞納（滞納額が高額なものおよび滞納整理が困難なものに限る。）の整理等に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 債権の管理に関する指導、助言および連絡調整に関する事。

地籍調査室

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 街区基準点の維持管理等に関すること。
- (3) 室の予算経理に関すること。

第12条第1項生活総務課の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 地域支援施策に係る調査研究に関すること。

第13条第1項長寿福祉課の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第13条の2子ども総務課の項第6号および第7号中「および地域型保育事業」を「、地域型保育事業および乳児等通園支援事業」に改め、同条子ども育成課の項第1号中「および地域型保育事業」を「、地域型保育事業および乳児等通園支援事業」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 乳児等のための支援給付に関すること。

第14条商工貿易振興課の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第15条道路建設課の項第3号から第5号までを削り、同条道路維持課の項の次に次のように加える。

河川課

- (1) 河川および水路に関すること。
- (2) 河川における漂流物の処理に関すること。
- (3) 法定外公共物（市街化区域等の水路およびため池等であるものに限る。）の機能管理に関すること。

第23条第2項第1号中「実地指導」の次に「ならびに建設工事に関連する委託業務の検査」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 室の予算経理に関すること。

「第1節の2 企画財政部の所属機関」を「第1節の2 企画政策部の所属機関」に改める。

第24条の2第2項中「企画財政部」を「企画政策部」に改める。

第24条の3第2項中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同項第3

号中「企業誘致ならびに」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 首都圏等における市への企業誘致に関すること。

第24条の4第1項中「の相談」を「の相談等」に改め、同条第2項中「企画財政部人口減少・移住定住対策課」を「企画政策部選ばれるまち戦略課」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 首都圏等における市への移住および定住の促進に関すること。

第4章第1節の3中第24条の12を第24条の13とし、第24条の11を第24条の12とする。

第24条の10中「秋田市都市公園条例（昭和39年秋田市条例第35号）」を「秋田市立佐竹史料館条例（令和7年秋田市条例第8号）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 佐竹史料館協議会に関すること。

第24条の10を第24条の11とし、第24条の5から第24条の9までを1条ずつ繰り下げる。

第4章中第1節の3を第1節の4とし、第1節の2の次に次の1節を加える。

第1節の3 財政部の所属機関

(公共施設マネジメント室)

第24条の5 公共施設等のマネジメントに関する事務を処理するため、公共施設マネジメント室を設置する。

2 前項の公共施設マネジメント室は、財政部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公共施設等の保全および管理運営に係る総合調整および総括管理に関すること。

(2) 指定管理者制度に関すること。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の総括管理に関すること。

(4) 室の予算経理に関すること。

第25条第1項中第77号から第79号までを削り、第80号を第77号とし、第

81号を削り、第82号を第78号とし、第83号から第94号までを4号ずつ繰り上げ、同項第95号中「有害鳥獣駆除対策事業」を「有害鳥獣駆除捕獲対策事業」に改め、同号を同項第91号とし、同項中第96号を第92号とし、第97号から第115号までを4号ずつ繰り上げ、同条第2項第2号中「第82号」を「第78号」に改め、同項第3号中「第85号から第108号」を「第81号から第104号」に改め、同項第4号中「から第81号まで」を削り、「第83号から第107号」を「第79号から第103号」に改め、同項第7号中「第109号から第115号」を「第105号から第111号」に改め、同条第3項中「第108号」を「第104号」に改める。

第34条の2を次のように改める。

第34条の2 削除

第34条の6子ども健康課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 妊婦のための支援給付に関すること。

第47条第2項の表第1号の3中「企画財政部」を「企画政策部」に改め、同表第1号の5を次のように改める。

1の5	担当部長	企画政策部、観光文化スポーツ部および産業振興部	上司の命を受けて、特定の重要な事務を掌る。
-----	------	-------------------------	-----------------------

第47条第2項の表第5号および第11号中「建設工事」の次に「および建設工事に関連する委託業務」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左欄	右欄
総務部財産管理活用課主席主査	総務部財産管理課主席主査
総務部財産管理活用課主査	総務部財産管理課主査
総務部財産管理活用課主任	総務部財産管理課主任
総務部財産管理活用課公共施設管理室主席主査	公共施設マネジメント室主席主査
総務部財産管理活用課公共施設管理室主査	公共施設マネジメント室主査
総務部財産管理活用課公共施設管理室主任	公共施設マネジメント室主任
企画財政部企画調整課参事	企画政策部企画政策課参事
企画財政部企画調整課長補佐	企画政策部企画政策課長補佐
企画財政部企画調整課副参事	企画政策部企画政策課副参事
企画財政部企画調整課主席主査	企画政策部企画政策課主席主査
企画財政部企画調整課主査	企画政策部企画政策課主査
企画財政部企画調整課主任	企画政策部企画政策課主任
企画財政部財政課主査	財政部財政課主査
企画財政部財政課主任	財政部財政課主任
企画財政部人口減少・移住定住対策課主席主査	企画政策部選ばれるまち戦略課主席主査
企画財政部人口減少・移住定住対策課主査	企画政策部選ばれるまち戦略課主査
企画財政部情報統計課長	企画政策部情報統計課長
企画財政部情報統計課 I C T 推進担当課長	企画政策部情報統計課 I C T 推進担当課長
企画財政部情報統計課主席主査	企画政策部情報統計課主席主査
企画財政部情報統計課主査	企画政策部情報統計課主査
企画財政部情報統計課主任	企画政策部情報統計課主任
企画財政部広報広聴課報道官	企画政策部広報広聴課報道官
企画財政部広報広聴課副参事	企画政策部広報広聴課副参事

企画財政部広報広聴課主席主査	企画政策部広報広聴課主席主査
企画財政部市民税課主席主査	財政部市民税課主席主査
企画財政部市民税課主査	財政部市民税課主査
企画財政部市民税課主任	財政部市民税課主任
企画財政部資産税課長補佐	財政部資産税課長補佐
企画財政部資産税課副参事	財政部資産税課副参事
企画財政部資産税課主席主査	財政部資産税課主席主査
企画財政部資産税課主査	財政部資産税課主査
企画財政部資産税課主任	財政部資産税課主任
企画財政部納税課長	財政部納税課長
企画財政部納税課副参事	財政部納税課副参事
企画財政部納税課主席主査	財政部納税課主席主査
企画財政部納税課主査	財政部納税課主査
企画財政部納税課主任	財政部納税課主任
企画財政部特別滞納整理課長	財政部特別滞納整理課長
企画財政部特別滞納整理課副参事	財政部特別滞納整理課副参事
企画財政部特別滞納整理課主席主査	財政部特別滞納整理課主席主査
企画財政部特別滞納整理課主査	財政部特別滞納整理課主査
企画財政部地籍調査室長	財政部地籍調査室長
企画財政部地籍調査室主席主査	財政部地籍調査室主席主査
企画財政部地籍調査室主査	財政部地籍調査室主査
企画財政部人口減少・移住定住対策課移住相談センター所長	企画政策部選ばれるまち戦略課移住相談センター所長
企画財政部人口減少・移住定住対策課移住相談センター主任	企画政策部選ばれるまち戦略課移住相談センター主任

3 令和8年3月31日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
総務部財産管理活用課	総務部財産管理課
企画財政部企画調整課	企画政策部企画政策課
企画財政部人口減少・移住定住対策課	企画政策部選ばれるまち戦略課
企画財政部情報統計課	企画政策部情報統計課
企画財政部広報広聴課	企画政策部広報広聴課
企画財政部市民税課	財政部市民税課
企画財政部資産税課	財政部資産税課
企画財政部納税課	財政部納税課
企画財政部特別滞納整理課	財政部特別滞納整理課